

取り組みの一例

「大型機械 使用時のルール」 《昼勤務の場合》

- 1 機械の責任者【作業責任者】が、機械を停止させる。
- 2 【作業責任者】は、[カラーコーン]・[コーンバー] で機械周辺を封鎖し、関係者以外が立ち入らないようにする。

◎封鎖箇所は、【機械本体】と【制御盤】の二箇所とする。

◎【機械本体】は2面以上（原則4面）、【制御盤】は操作盤前を封鎖する。

◎作業を実施している事を知らせる懸垂幕【機械内部作業中】を【機械本体】に二箇所、【制御盤】の前一箇所に設置する。

◎機械内部で作業する場合、安全帯を必ず使用する。

- 3 【作業責任者】は、機械を停止した状況、機械周辺を封鎖した状況を写真撮影する

◎機械内部での作業許可を得る為、携帯端末の【メッセージ機能】を使用して、関係者へ作業開始を報告する。その際に、現場の状況が分かる様に、撮影した写真も添付する。



①機械周辺封鎖状況



②制御盤周辺封鎖状況



③操作キー抜き取り



④電源切断（制御盤のブレーカー OFF）



⑤安全帯準備（人数分）



⑥機械内部からの避難用ロープ準備（人数分）

◎作業開始申請をした、関係者全員から開始許可の返信が届くまで、作業を開始することはできない

◎全員から開始許可の返信が届いた時点で、作業を開始する

（RPF 成形機・RPF 定量供給機については、機械停止時の内部残渣物処分マニュアル（湿式正逆冷却洗浄方式）に沿って作業を行い、作業終了をしなくては内部作業を行う事はできない）

- 4 作業を開始する旨を、無線にて全作業員で伝達・情報共有をはかり、監視体制を強化する
- 5 機械始動キーは作業員が持ち、他の作業員が誤って始動できないようにして作業を開始する
- 6 作業が終了したら、関係者へ作業終了を報告する。その際に、現場の状況がわかるように、撮影した写真も添付する

◎作業終了申請をした、関係者全員から作業再開許可の返信が届くまで、作業を再開する事はできない

◎全員から再開許可の返信が届いた時点で、作業を再開する

- 7 現場を復旧させ、安全確認をしてから作業を再開する

※内部作業中に、一時的に試験運転（仮稼働）をさせたい場合も、上記流れで確認・報告を行わなくてはならない。

※一時的な試験運転（仮稼働）が終わり、再び機械内部で作業を行う場合は、再度1～5まで作業を行う必要がある。

工場長メッセージ

ここまで徹底して安全対策を実施している工場は少ないのではないのでしょうか。トップがGOサインを出し、社員協働体制のなか、みんなで一つずつ築き上げてきました。外部業者が作業する際も時間がかかるということで、当初は困惑していましたが、OKが取れるまで別の準備をはじめていただくなど、今では作業安全のための取り組みが当たり前になってきました。これで万全ということはありませんので、効率化を図ることも視野に入れながら安全への取り組みを強化していきたいと思っています。